

二 業主ノ都合ニ依リ休業シタル場合ハ一月ノ賃金ヲ支給セザルコト

三 勤続三ヶ年以上ノ者ニシテ退職ノ場合ハ六十日ヲ支給シ

一年ノ増シ毎ニ二十五日ヲ支給ストアルヲ破工十五日以上

休業シタル場合ハ二十五日ヲ支給セズ、勤続三ヶ年未満

者退職ノ場合ハ六十日ノ三分一ニ減シタル額ヲ支給ス

四 破工ニ付テ現在ノ生業但シテ仕入タル材料

原價ヲ以テ之レヲ回収スルコト

五 四條草案中ノ日給支給セズ

六 追借 (前借ニ付テ) ハ一切おサレルコト

ノ六條件ヲ提出シ請停ヲ一任スルカ職工側ハ先ニ調

停市ト會見シタル場合ニ於テハ會見ノ内容カ業主側

二 漏洩スルハ請停者カ業主ニ好意ヲ有スルモノトナリ